

美容所には 届出が 必要です

- パーマ、ヘアセット、メイク等を業として行うには、「美容師」の資格と「美容所」の届出が必要です。
- 届出をせずにチェック欄にある行為をひとつでも行えば違法行為となります。
- 営業する場合は、医療衛生センターに御相談ください。

チェック欄

- ヘアセットをしている。
- ヘアカットをしている。
- パーマをしている。
- メイク（化粧）をしている。
- ヘアエクステをしている。
- まつ毛エクステをしている。



(参考) 美容師法抜粋

第2条 この法律で「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

2 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。

3 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

第6条 美容師でなければ、美容を業としてはならない。

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

※ 顔そりは理容師法に定める理容行為に該当し、理容所の届出が必要です。

京都市医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200 番地 千代田生命京都御池ビル6階

北東部担当（北区，上京区，左京区，東山区）	電話：075-746-7211
中部担当（中京区，下京区）	電話：075-746-7212
南東部担当（山科区，南区，伏見区）	電話：075-746-7213
西部担当（右京区，西京区）	電話：075-746-7214